

第2次余市町教育大綱

～余市の教育をみんなの手で～

平成31年4月

北海道余市町

余市町教育大綱の策定に当たっての考え方

■大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成27年4月に一部改正され、同法第1条の3の規定に基づき、地方公共団体は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「大綱」という。）を策定することとなりました。

余市町においては、同法に基づく総合教育会議を設置し、大綱の策定について協議した結果、平成28年5月に本町の教育行政に則した『余市町教育大綱』を策定いたしました。

この大綱に基づき、学校教育や社会教育のさらなる充実を図るとともに、時代の変化に対応した教育施策を展開してまいりましたが、計画期間が満了を迎えるにあたり、課題や今後の方向性について協議を行い、改定をするものです。

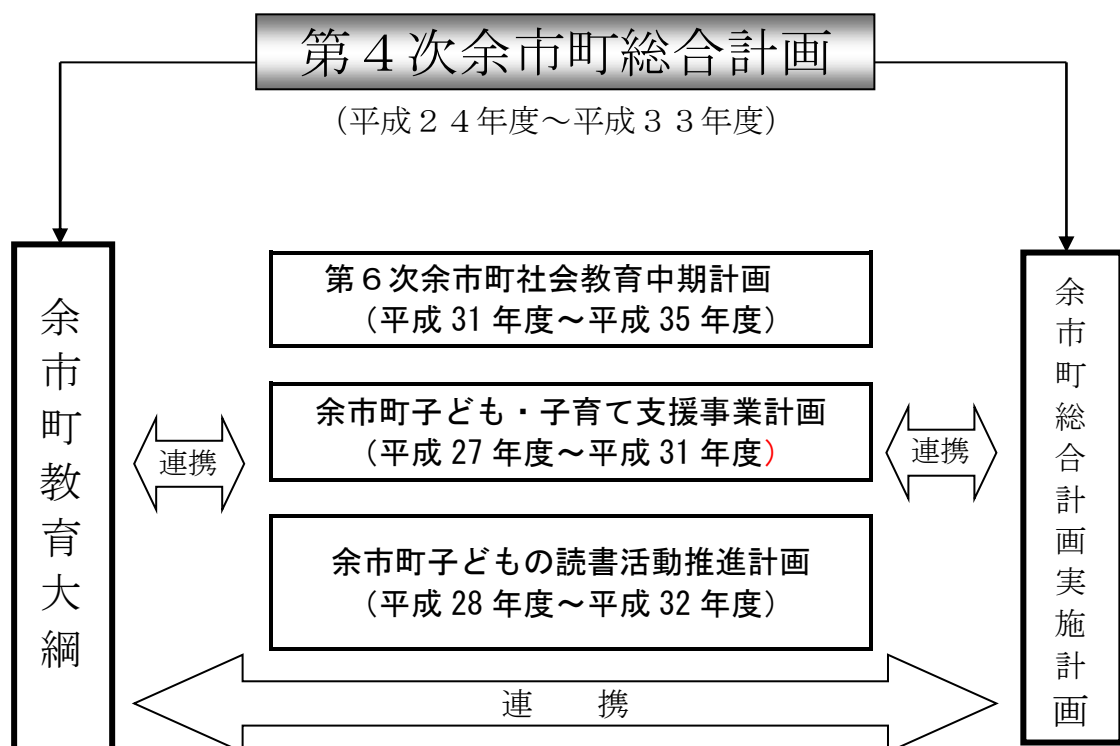
《地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3》

■関連計画との関係

大綱の構成は「第4次余市町総合計画」の基本目標を大綱の基本理念として定めるものです。

➤ 大綱の体系

本大綱は、第4次余市町総合計画を上位計画とする教育目標として位置づけ、町の関係する分野の計画と連携し、整合性を図りながら策定しています。



■大綱の期間

「第4次余市町総合計画」の後期計画期間が平成33年度までとなっていることから、総合計画との整合を図るため、大綱の期間は、平成33年度までとします。

なお、この期間内においても、教育に関する社会状況の変化等を踏まえ、大綱を見直す必要が生じた場合は、総合教育会議において適宜協議するものとします。

参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律～抜粋～

(大綱の策定等)

- 第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
 - 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

基本理念

■ 住み良く安心して暮らせるまちを創る

◇ 町民の暮らし、健康を守るための施策

➤ 児童福祉

- ・子育て支援事業等の推進、延長保育、一時預かり事業の実施
- ・保育所機能の充実
- ・放課後児童健全育成事業の充実
- ・要保護児童対策地域協議会構成団体との連携強化

➤ 母子保健

- ・地域で安心して子育てができるための支援
- ・子どもたちが心身ともに健やかに育つための支援

■ 多様な資源と人的パワーを活かした元気なまちを創る

元気なまちを創るのは、そのまちの住民です。元気な余市町は余市町民が創ります。

町民が元気に、生涯のそれぞれの時期に、それぞれの関心に応じて生きがいをもって暮らしていくためにも、教育・文化・スポーツ等を通して、心豊かに人生を楽しんでいけるような地域づくりが必要です。

◇ 教育・文化・スポーツの振興を図るための施策

➤ 学校教育

- ・子どもたちの個性を伸ばし、基礎基本を身につけ、社会で自立して生きていく力を育み、意欲的に学び、創り出す喜びを大切にする学習活動の推進
- ・教育課程に基づいた組織的、継続的な教育活動を行い、安全で安心できる教育環境の整備と機能の充実

➤ 社会教育

- ・継続的な学習機会の提供による地域貢献や心豊かな学びの継続に繋がる生涯学習社会の実現
- ・伝統文化の継承と町民が健康で充実した生活を送ることができる環境整備の推進

具体的な7つの指針

1 生きる力、学ぶ意欲を育む学習指導の充実

- たくましく生きるために必要な力の習得
 - ・基礎的・基本的学力の習得と活用力の育成
- 授業改善ときめ細かな指導と支援の充実
 - ・児童生徒の学力学習状況の継続的な検証
 - ・学習支援員等の配置
- 外国語教育の推進
 - ・小中学校への外国語指導助手（ALT）の配置
 - ・コミュニケーション能力の育成
- ICT教育の推進
 - ・ICT機器を活用した課題解決能力の育成
- 地域に根ざした教育活動の充実
 - ・学校評議員の配置と活用
 - ・学校運営協議会制度の確立

2 思いやりと自ら律する心を大切にする生徒指導の充実

- 思いやりの心や倫理観などをもった人間の育成
 - ・心身ともに健康で豊かな生活を送るための望ましい生活習慣や社会性を身につける
- 自ら考え行動する力の育成
 - ・教職員と児童生徒との信頼関係と心が通い合う人間関係の構築
- 不登校児童生徒の相談支援体制の充実
 - ・スクールカウンセラーの配置と活用
 - ・適応指導教室による学校復帰へ向けた支援
- いじめ防止対策の推進
 - ・いじめの実態調査アンケートの実施による早期発見、早期解決
 - ・子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境づくり

3 生命を尊ぶ心を大切にする健康・安全教育と教育環境の整備充実

- 健康教育と安全教育の充実
 - ・自分の生き方を主体的に考える力の育成
 - ・交通ルール等の指導の徹底
 - ・関係機関との連携による通学路の安全確保
 - ・非行防止や犯罪被害に遭わないための指導の充実
- 安全で安心な学校給食の提供
 - ・学校給食調理場の衛生管理の徹底
 - ・食育をとおした望ましい食習慣の指導
- 教育環境の整備充実
 - ・学校図書の実充実と余市町図書館との連携
 - ・教材備品の整備
 - ・公立学校の適正配置に向けた取組

4 地域貢献に向けた学習機会の提供

- 生きがいをもって活躍できる生涯学習社会への環境づくり
 - ・自己啓発に向けた学習機会の提供
 - ・豊富な経験や知識を地域に貢献できる環境づくり

5 青少年の健全な育成に向けた環境づくり

- 家庭・学校・地域と連携した豊かな心の育成
 - ・学校や地域住民との連携による体験活動や学習機会の提供
 - ・子育てや学習機会に関する情報の提供

6 芸術文化活動の振興と文化財の保存と活用

- 芸術文化活動の振興と文化財や郷土資料の継承
 - ・社会教育関係団体との連携
 - ・読書普及活動及び余市町子どもの読書活動推進計画の実施
 - ・文化財施設の適切な管理と文化資源の有効な活用

7 体力向上と健康増進のためのスポーツ活動の振興

- スポーツを通じた体力向上と健康増進
 - ・スポーツ関係団体と連携した学習機会の提供